

損害賠償の額の決定について

下記のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和4年9月1日提出

上越市長 中 川 幹 太

記

1 損害賠償の額

5,958,035 円

2 損害賠償の相手方

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県後期高齢者医療広域連合 連合長 磯田 達伸

3 損害賠償の概要

令和3年1月に大手町地内の資源物常時回収ステーション内で発生した事故に関し、令和4年6月23日付けで和解した相手方の治療費等について、新潟県後期高齢者医療広域連合が医療給付を行ったことから、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第58条第1項の規定により、同広域連合が損害賠償請求権を代位取得したものの